

第10期佐倉市高齢者福祉・介護計画（施策体系案）

資料3-2

令和8年度 第2回
佐倉市高齢者福祉・介護
計画推進懇話会
(令和8年8月21日)

【現計画】の体系

1章

「生きがい・介護予防」 ～地域で支え合いながら活躍する 高齢者へ～

<施策>

- 1 生きがい支援
- 2 いきいき健康づくり
- 3 介護予防の総合的な推進

2章

「安心な生活の確保」 ～住み慣れたまちで自分らしく 暮らすために～

<施策>

- 1 安心できる在宅福祉サービスの提供
- 2 認知症にやさしい佐倉の推進
- 3 在宅医療・介護の連携と推進
- 4 権利擁護と地域での見守り
- 5 在宅生活を支える体制の充実
- 6 高齢者が暮らしやすい住環境の整備
- 7 地域包括支援センターの運営
- 8 災害・感染症対策の推進

3章

「介護」～いつまでも自分らしく 生きるために～

<施策>

- 1 介護保険制度の適正な運営
- 2 介護人材の確保と業務効率化

【新計画】の体系

1章

「生きがい・介護予防」 ～地域で支え合いながら活躍する高齢者へ～

<施策>

- 1 生きがい支援と多様な社会参加の推進【修正①】
- 2 主体的な健康づくりと重度化防止の推進【修正②】
- 3 一般介護予防と自立支援の総合的な推進【修正③】

2章

「安心な生活の確保」 ～住み慣れたまちで自分らしく暮らすために～

<施策>

- 1 在宅生活を支える福祉サービスの充実【修正④】
- 2 認知症施策の推進（共生と予防の推進）【修正⑤】
- 3 在宅医療・介護連携の推進【修正⑥】
- 4 権利擁護の推進と総合的な相談・見守り体制の強化【修正⑦】
- 5 高齢者の住まいの安定的な確保と居住支援【修正⑧】
- 6 地域包括支援センターの運営【修正⑨】
- 7 災害・感染症対応力の強化【修正⑩】

3章

「認知症施策推進計画」

<施策>

国の認知症基本計画のうち市が実施する項目を踏まえて掲載します。【新設①】

4章

「介護」～いつまでも自分らしく生きるために～

<施策>

- 1 計画的なサービス施設の整備と適正な介護給付【修正⑪】
- 2 介護人材の確保・定着と生産性向上の推進【修正⑫】

【新計画】の体系提案の理由

修正① 高齢者が地域社会において主体的に生きがいを持ち、社会的孤立を防ぎながら活躍できるよう、担い手の発掘・育成や多様な社会参加の受け皿づくり・参加環境整備の推進が示されているため。また、高齢者の社会的孤立・孤独を防止し、地域における支え合い活動や多様な主体の参画による「地域共生社会」の実現を推進する方針が明記されたため

修正② 自立支援・重度化防止の徹底とともに、高齢者自身が主体的に健康保持・フレイル予防に取り組む環境整備が求められているため。
ニーズ調査で高齢者の外出を抑える理由の第1位が「足腰などの痛み（57.3%、85歳以上女性では73.7%）」であり、運動機能維持や自発的な健康づくり・重度化予防施策の強化が必須であるため。

修正③ 一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業等）の充実、多世代交流や通いの場の活用による地域一体型の介護予防・自立支援の強化が提示されているため。
住民運営の介護予防活動団体への支援（252回）や、短期集中予防サービス・訪問/通所相当サービスの適切な提供実績を踏まえ、自立支援を目的として明文化。

修正④ 単身高齢世帯や要介護度の重度化に対応し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、多様なニーズに応じた生活支援サービスの充実を図るため。ふれあい配食、緊急通報装置等の在宅福祉サービスを基盤とし、在宅生活を高めるための支援体制を強化。

修正⑤ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」制定及び国の「認知症施策推進基本計画」策定に基づき、「共生」と「予防」を車の両輪として推進する方針が示されたため。

修正⑥ 介護と医療の複合ニーズを有する85歳以上の高齢者が増加することを踏まえ、適切な医療、介護サービスの受け皿を確保するため、2040年に向けた医療介護連携に係る提供体制等について検討が必要なため。

修正⑦ 頼れる身寄りがいない高齢者や複合課題を抱える世帯の増加に対応し、成年後見制度等の権利擁護支援や、多機関が連携した総合的・伴走型相談支援体制の構築が求められているため。
ニーズ調査で「家族・友人以外に相談する相手がいない」回答が44.3%と最も高水準であり、見守り・相談ネットワークの強化が急務であるため。

修正⑧ 改正住宅セーフティネット法を踏まえた福祉部局と住宅部局の連携強化、及び特定施設以外の有料老人ホームやサ高住の事業運営の透明性確保・居住安定の推進が規定されたため。

修正⑨ 本計画の基本目標である地域包括ケアシステムの構築・推進を図るため、その中核を担う地域包括支援センターが、関係機関と連携を図りながら地域課題の解決に取り組み、地域包括ケアシステムを推進していく必要があるため。

修正⑩ 国の基本指針において、平時からの業務継続計画（BCP）の策定・見直し、協定避難所の確保、介護現場・地域包括支援センターにおける防災・防犯・感染症対応力の強化が重点化されたため。

新設① 認知症の人が尊厳を保持しながら希望を持って暮らし続けることができる地域づくりを推進するためには、本市の実情に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に推進することが必要である。このため、認知症基本法及び国の認知症施策推進基本計画を踏まえ、本市の認知症施策の方向性を示す認知症施策推進計画を策定する。

修正⑪ 2040年を見据えた中長期的な介護需要推計に基づく計画的なサービス基盤整備と、介護給付適正化による制度の持続可能性確保が求められているため。
ニーズ調査で「保険料があまり高くないようサービス限定（32.2%）」「家計への影響が大きい（56.7%）」と慎重な意見がある一方、「必要なサービスが不足している（19.0%）」との声もあり、適正給付と基盤整備の両立が必要なため。

修正⑫ 国の最重要課題として「介護人材確保・定着」「介護現場の職場環境改善・生産性向上（ICT・介護ロボットの活用、DX化）」「経営改善支援・協働化・大規模化」が一体的に位置付けられたため。